**障がい者差別解消総合推進事業**

参考資料２

～ 障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会をめざして ～

平成２７年度当初予算額　９００万７千円

障がいを理由とする差別を解消し、もって共生社会の実現をめざすことを目的とする障害者差別解消法が制定され、平成２８年４月から施行される。

大阪府では、法の制定を踏まえ、障がい当事者や有識者、関係団体で構成する部会を設置して、何が差別に当たるのかを府民に分かりやすく示すガイドライン策定のあり方や、障がいを理由とする差別に係る相談、紛争の防止・解決の体制整備のあり方を検討してきた。

平成２７年度においては、部会による「提言」で位置付けられた取組みの３本柱（[平成２６年度内のガイドライン策定] [府独自の相談、紛争の防止・解決の体制整備] [障がい理解を深めるための啓発活動促進] ）を踏まえ、法施行に向けて次の取組みを推進する。

**１．ガイドラインの普及啓発及び障がい理解ハンドブックの作成**：予算額３６６万円

**「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」**（平成２７年３月策定）の普及啓発を図るため、冊子及びリーフレットを作成する。

あわせて、差別は障がいや障がい者に対する無理解や偏見から生ずるとされていることから、障がい等に係る正しい理解を深めるとともに、障がい特性に応じた適切な配慮等を解説するハンドブックを作成する。

**２．「（仮称）広域専門相談員」の設置：**予算額２３５万２千円

府に専門の相談員を置き、市町村等へのヒアリングや助言・指導を通じ、地域における障がいを理由とする差別に係る相談体制の確保を支援する。

**３．「出前講座」事業：**予算額２９９万５千円

障がい理解を深め、差別の未然防止を図るため、事業者団体や企業等に障がい当事者等を講師として派遣し、体験型の講座を開催する「出前講座」事業を実施する。